

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第6回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和3年8月23日(月)		
開催時間	午前9時12分開会・午前11時30分閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 頓所澄江 副会長 潮田幸子		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子裕太 頓所澄江 潮田幸子 秋谷 修 竹田悦子 坂本 晃 (6名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし		
事務局職員職氏名	議会事務局長	岡田和弘	
	議会総務課長	小野田直人	
	議会総務課副課長	佐伯幸子	
	議会総務課主査	中島達也	
傍聴の可否(傍聴者数)	可(8人)		
会議の内容	(議題)		
	1 審査結果報告書(案)について 2 その他		
会議の内容	(決定事項など)		
	<p>○ 頓所会長より以下のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の差し戻し要請書」が議長宛てに8月20日に提出され、議長から会長へ報告があったこと ・議長から加藤審査請求代表者に事実確認の連絡をしたこと ・加藤審査請求代表者から議長へ要望書に対する見解が報告されたこと ・第6回審査会において、「鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の差し戻し要請書」について報告依頼があったこと <p>→事務局より加藤審査請求代表者からの要請書に対する見解、「加藤審査請求代表者の見解を理解し、差し戻しはしない」とする議長の見解を報告</p> <p>1 審査結果報告書(案)について</p> <p>(1)鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1 審査会の設置」について、特に修正等はなかった。 「2 審査の目的」について、特に修正等はなかった。 「3 審査の経過」について、以下のとおり修正することになった <p>→【第1回審査会】の2、3行目に記載のある「頓所澄江委員」、「潮田幸子委員」の括弧書きを取るようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「4 審査の結果」について、以下のとおり修正することになった。 <p>→指摘事項1(要約)から指摘事項4(要約)までの標記について、指摘事項○(指摘事項○を要約)と標記することになった。</p>		

(2)鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）

- 「1 請求内容」について、特に修正等はなかった。
- 「2 審査結果」について、特に修正等はなかった。

(3)附帯意見（案）

前文について、以下の通り修正することになった。

→1行目 チームコスモスと括弧を取るようになった。

「1 必要と認める措置」について、以下のとおり修正することになった。

→・議場において議長より戒告 ・議場において3名より謝罪 の一文を附帯意見に取り入れることになった。

「2 鴻巣市議会議員政治倫理条例の見直しについて」、特に修正等はなく、附帯意見に取り入れることになった。

「3 本会議録画配信における発言の取消しの取扱いについて」、特に修正等はなく、附帯意見に取り入れることになった。

「4 会派発行物への政務活動費の支出について」、特に修正等はなく、附帯意見に取り入れることになった。

「5 議員によるハラスメントに類する行為について」、特に修正等はなく、附帯意見に取り入れることになった。

鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）、鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）、附帯意見（案）の3種類の様式について、上記の修正等を行い、また案をはずし、本審査会の結果報告書として、議長へ提出することを決定した。令和3年6月15日付けで調査請求のあった件の審査は全て終了となった。

2 その他

鴻巣市議会議員政治倫理条例第9条第5項の規定に基づき、8月30日に頓所会長から大塚議長へ、本審査会における審査の経過及び結果、附帯意見を添えて、審査結果報告書を提出する予定であることを報告した。

(意見など)

1 審査結果報告書（案）について

(1)鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）

「3 審査の経過」

- ・「頓所澄江委員」、「潮田幸子委員」の括弧書きはいらない。
- ・野本恵司議員の前に、前議会運営委員長と入れたほうがよい。

「4 審査の結果」

- ・指摘事項1から4までの結果について、「採決により賛成多数で違反しているものと決定」と事実を記したほうがよい。
- ・指摘事項2について、「不規則発言」との文言があるのは、事実ではないとの指摘があったと入れてもらいたい。
- ・指摘事項4の4行目について、「小学生」という文言があるのは、事実ではないとの指摘があったと入れてもらいたい。
- ・間違った文章をそのまま引用してよいのか。

(3)附帯意見（案）

「1 必要と認める措置」

- ・本会議場における戒告、本会議場における3人からの謝罪がいただければよいのではないか。
- ・審査会は条例に違反しているかどうかを判断するのが役割であり、謝罪という文言を入れる必要はない。
- ・「1 必要と認める措置」については、なくてもよい。

「2 鴻巣市議会議員政治倫理条例の見直しについて」

- ・戒告とか謝罪など、政治倫理条例の権限でないものまで取り入れられていくようになるので、附帯意見として取り入れるべきではない。
- ・条例を遵守すれば事細かに決めなくてもよい。それが無視されるような場合は、抑止力ではないが何らかの措置を決めておかないとよくないと思うので、附帯意見に取り入れてもらいたい。
- ・条例第13条に、「議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」となっている。当然、審議をした上で必要がある場合に見直しをする。その中の一つとして附帯意見として挙げるべきだと思う。

「3 本会議録画配信における発言の取消しの取扱いについて」

- ・会議録を見た時に、その場面がなくなるということは、何が事実か分からなくなってしまう。市民の知る権利を奪うようなことになってしまうので、この部分については記載するべきではない。
- ・議会中継は、中継画面にも「配信されている映像及び音声は、鴻巣市議会の公式記録ではありません。」と表示されており、公式記録ではない。議会の公式記録は会議録であり、これが全てだと思う。会議録で削除されているものは、録画についても会議録に合わせていく。取り消された事実がなくなってしまうとの意見があったが、取り消された事実は会議録にも残る。是正する必要がある。
- ・配布用の会議録というのは市民が見ることができるものである。配布用と同じものが存在すると考える。市民にこういうことがあったと、全くその録画部分が切られてしまえば分からなくなるが、その発言部分が無音声になって、逆に本来発言すべきではないことを発言したということは確認できると思うので、この附帯意見は入れてよいのではないかと思う。
- ・あったことはきちんと映したほうがよいと思う。

「4 会派発行物への政務活動費の支出について」

- ・憲法第21条第2項の検閲に当たる部分であり、思想信条、表現の自由というものを侵すということは、あえて自ら定めておくということを意見として出すべきではない。
- ・出版自体をやめろという話ではない。検閲等には当たらないと思っている。政務活動費を使って出版したものが条例違反をしていれば、お金を返す。これはしっかりと記載してもらおう部分ではないかと思う。
- ・政治家、議員が自分で判断することであって、その結果として色々と言われるのはやむを得ない。こういうことまで入れる必要はないと思う。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">会議の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検閲でも弾圧でもないと思う。政務活動費を使う、使わないという部分について、条例違反と認められた今後の取扱いについて定めておくというものであって、今ここで決めるというものではない。今後、これを論議してもらいたいことなので、附帯意見に載せるのがよいと思う。 <p style="text-align: center;">「5 議員によるハラスメントに類する行為について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第4条（9）には、議員の地位を利用したハラスメント行為をしないと書かれている。基本的に政治倫理条例の誓約書に署名し、その通りやっているものと考えてるので、あえて附帯意見で出す必要はない。 ・ 今回直接審査には関係ないが、パワーハラスメント自体が認められるべきでないという世の中で、疑いではあるが衝撃的な話があった。今回そのような疑念が挙がったということは、鴻巣市議会としても残念なことである。それが事実なのかどうかというのをしっかり調査して、今後是正をしなければならぬということはやってもらいたい。 ・ ハラスメントは、している側はそう感じなくて、受ける側は精神的ダメージが非常に大きいということがある。政治倫理条例にすでに載っていることではあるけれども、現実においてハラスメントを受けたという側がいる以上、やはり今後のためにも載せるべきだと考える。 <p style="text-align: center;">その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の過程で、政治倫理審査請求書が公文書であったにもかかわらず、間違いが多数、しかも事実ではないことが多数述べられていた。事実でないことが述べられていたということを書いた方がいい。 ・ 審査の過程で審査会を第三者に依頼したらどうかの話も出たと思う。最初から不公平だと感じているので、やはりこれを公平なものとするためには第三者による審査会を設けるべきだと謳ったほうがよいと思う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">配付資料</p>	<p>次第</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由</p> <p>チームコスモス通信（令和3年4月臨時号）</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査会における審査の経過及び結果（案）</p> <p>附帯意見（案）</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の差し戻し要請書（写し）</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。